

揭示文書一覽(市長分)

令和7年5月20日

種別	番号	題 名	主 管 課
規則	33	姫路市契約規則の一部を改正する規則	契約課
規則	34	姫路市物品取扱規則の一部を改正する規則	契約課
告示	327	指定地域密着型サービス事業者の指定について	監査指導課
告示	328	指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定について	監査指導課
告示	329	指定居宅サービス事業者の廃止について	監査指導課
告示	330	差押調書（謄本）の公示送達について	納税課
公告	244	姫路市プレミアム付き商品券発行運営業務委託公募型プロポーザルの実施について	産業振興課
公告	245	フードジャパン２０２５出店業務委託プロポーザルの実施について	産業振興課

【 閲覧用 】
持ち帰り厳禁

姫路市規則第 33 号

令和 7 年 5 月 20 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市契約規則の一部を改正する規則を公布する。

姫路市契約規則の一部を改正する規則

姫路市契約規則（昭和 62 年姫路市規則第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項第 2 号中「130 万円」を「200 万円」に改め、同項第 3 号中「50 万円」を「100 万円」に改める。

第 19 条第 1 号中「130 万円」を「200 万円」に改め、同条第 2 号中「80 万円」を「150 万円」に改め、同条第 3 号中「40 万円」を「80 万円」に改め、同条第 4 号中「30 万円」を「50 万円」に改め、同条第 6 号中「50 万円」を「100 万円」に改める。

第 21 条第 1 項第 2 号中「10 万円」を「20 万円」に改め、同項第 4 号中「20 万円」を「30 万円」に改め、同項第 5 号中「50 万円」を「100 万円」に改める。

第 27 条第 1 号中「130 万円」を「200 万円」に、「50 万円」を「100 万円」に改め、同条第 2 号中「50 万円」を「100 万円」に改め、同条第 3 号中「50 万円」を「契約金額 100 万円」に改める。

第 52 条の 2 第 1 項第 3 号中「130 万円」を「200 万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の第 6 条第 1 項第 2 号及び第 3 号、第 19 条第 1 号から第 4 号まで及び第 6 号、第 21 条第 1 項第 2 号、第 4 号及び第 5 号、第 27 条並びに第 52 条の 2 第 1 項第 3 号の規定は、この規則の施行の日以後に行われる公告その

他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用し、同日前に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約については、なお従前の例による。

姫路市規則第 34 号

令和 7 年 5 月 20 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市物品取扱規則の一部を改正する規則を公布する。

姫路市物品取扱規則の一部を改正する規則

姫路市物品取扱規則（昭和 63 年姫路市規則第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 2 号中「20 万円未満」を「30 万円未満」に改め、同条第 3 号中「50 万円未満」を「80 万円未満」に改める。

第 23 条第 1 項中「引継ぎ」を「引き継ぎ」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の第 10 条第 2 号及び第 3 号の規定は、この規則の施行の日以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用し、同日前に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約については、なお従前の例による。

姫路市告示第 327号

令和 7年 5月20日

姫路市長 清 元 秀 泰

指定地域密着型サービス事業者の指定について

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項の指定地域密着型サービス事業者を指定したので、同法第78条の11の規定により告示する。

記

1	事業者の名称	社会福祉法人清章福祉会
	事業所の名称及び 所在地	グループホームきよすみの里 兵庫県姫路市飾東町清住864番地
	指定年月日	令和7年（2025年）5月1日
	サービスの種類	認知症対応型共同生活介護
	事業所番号	2894001573

姫路市告示第 328号

令和 7年 5月20日

姫路市長 清 元 秀 泰

指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定について

介護保険法（平成9年法律第123号）第54条の2第1項の指定地域密着型介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の20の規定により告示する。

記

1	事業者の名称	社会福祉法人清章福祉会
	事業所の名称及び 所在地	グループホームきよすみの里 兵庫県姫路市飾東町清住864番地
	指定年月日	令和7年（2025年）5月1日
	サービスの種類	介護予防認知症対応型共同生活介護
	事業所番号	2894001573

姫路市告示第 329号

令和 7年 5月20日

姫路市長 清 元 秀 泰

指定居宅サービス事業者の廃止について

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定による届出があったので、同法第78条の規定により告示する。

記

1	事業者の名称	株式会社S & T
	事業所の名称及び 所在地	ヘルパーステーションバロン 姫路市網干区田井183番地1 グリーンコスモ田井1階C号
	廃止年月日	令和7年（2025年）4月4日
	サービスの種類	訪問介護
	事業所番号	2874011170

姫路市告示第 330号

令和 7年 5月20日

姫路市長 清 元 秀 泰

差押調書（謄本）の公示送達について

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、下記の書類を
保管しているので、いつでもその送達を受けるべき者に交付します。

記

1 送達を受けるべき者の氏名

渡邊 政信

2 送達すべき書類

差押調書（謄本）

姫路市公告第 244号

令和 7年 5月20日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市プレミアム付き商品券発行運營業務委託公募型プロポーザル
の実施について

標記の件について、下記のとおり公告する。

記

1 プロポーザルに付する事項

(1) 事業名

姫路市プレミアム付き商品券発行運營業務委託

(2) 事業の概要

市民生活へのデジタル化の浸透を図るとともに、購買意欲を刺激し、地域経済の活性化を促進するため、姫路市プレミアム付き商品券発行運營業務を実施するもの

(3) 委託期間

契約締結日から令和8年2月27日まで（予定）

(4) 提案上限金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

100,000,000円

2 プロポーザルの実施

- (1) 本件は、プロポーザル実施要領に基づき実施する。

プロポーザル実施要領は、姫路市役所ホームページで提供する。

(<https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000030788.html>)

- (2) 担当部署

姫路市観光経済局商工労働部産業振興課

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地

電話：079-221-2514

令和 7年 5月20日

姫路市長 清 元 秀 泰

Food Japan2025出展業務委託プロポーザルの実施について

標記の件について、下記のとおり公告する。

記

1 プロポーザルに付する事項

(1) 業務名

Food Japan2025出展業務委託

(2) 業務の概要

シンガポールで開催される「Food Japan2025」出展にかかる業務

(3) 履行場所

姫路市、シンガポール

(4) 業務期間

契約を締結した日から令和7年12月26日まで

(5) 提案上限金額

9,000千円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

2 プロポーザルの実施

- (1) 本件は、Food Japan2025出展業務委託公募型プロポーザル募集要項に基づき実施する。

Food Japan2025出展業務委託公募型プロポーザル募集要項は、姫路市役所ホームページで提供する。

(<https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000027642.html>)

(2) 担当部署及び連絡先

姫路市観光経済局商工労働部産業振興課

〒670－8501 姫路市安田四丁目1番地

電話：079－221－2513